

## 社会福祉法人静岡市社会福祉協議会広告掲載規則

2008年8月1日 制定

2014年4月1日 一部改正

2018年2月1日 一部改正

2019年4月1日 一部改正

2020年4月1日 一部改正

2022年4月1日 一部改正

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体等に、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 広告の掲載は、民間企業等の地域貢献活動支援の一環として実施され、民間企業等との協働により、新たな地域福祉活動の財源の確保を図ることを目的とする。

### (広告媒体の種類)

第3条 広告を掲載する広報媒体は、次のとおりとする。

- (1) 本会広報紙

### (広告の範囲)

第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法に規定する選挙に関するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）
- (9) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、広告として会長が不適切と認めるもの

(広告の規格及び料金等)

第5条 広告掲載場所及び規格は、別表1のとおりとする。

2 広告掲載の回数、期間及び料金は、別表2のとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、年1回ホームページ等で行い、公募期間後は随時受け付けるものとする。

(広告掲載の申し込み)

第7条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に広告の版下原稿又はデータを添えて、本会に申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 広告掲載の決定は、会長が行う。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは、広告掲載決定通知書(様式第2号)により、掲載できないと決定したときには、広告非掲載通知書(様式第3号)により、それぞれ掲載申込者あて通知する。

(広告掲載料の納入)

第9条 掲載申込者(以下「広告主」という。)は、指定する期限までに、第5条第2項に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 広告掲載料については、本会が広告掲載料請求書(様式第4号)により、広告主に請求する。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を返還するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿又はデータの作成費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広報紙の編集発行上、支障があるとき。

- (2) 広告掲載料を指定する期限までに納入しなかったとき。
- (3) 広告掲載決定後、第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) その他、会長が必要と認めたとき。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、2008年8月1日から施行する。

附 則

広告掲載料は、2014年4月1日より、広報紙1回分を100,000円とし、会員価格及びホームページ広告とのセット価格を設定する。

附 則

この要綱は、2017年7月1日から要綱を規則に改める。

附 則

この規則は、2018年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2022年4月1日から施行する。

別表1（第5条第1項関係）

広報媒体	区分	内 容
広報紙	大きさ	1 枠 縦 52mm×横 87mm
	データ種類	GIF、JPEG、PNG 形式
	掲載場所	中面の最下段
	入稿形式	完全版下入稿

別表2（第5条第2項関係）

広報媒体	契約回数・期間	金 額	
広報紙	1 回	会員	50,000 円
		非会員	100,000 円
	2 回	会員	70,000 円
		非会員	140,000 円
	3 回	会員	97,500 円
		非会員	195,000 円
	4 回	会員	120,000 円
		非会員	240,000 円

※契約の期間は年度内とする（広報紙4回契約の場合は年度当初の号から4回）

※広告掲載料は全て税込価格とする

様式第1号（第7条関係）

広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会会長あて

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

社会福祉法人静岡市社会福祉協議会広告掲載規則第7条の規定により、下記のとおり申し込みます。申し込みにあたっては、社会福祉法人静岡市社会福祉協議会広告掲載規則の内容を順守します。

記

1 広告を掲載する回数・時期（申し込みする回数・期間に○を記載してください）

【掲載回数】 1回 ・ 2回 ・ 4回

【掲載時期】 7月号 ・ 10月号 ・ 1月号 ・ 4月号

2 業種・事業内容

3 広告の内容等

4 担当者連絡先

(1) 担当者氏名 部署 氏名

(2) 電話・FAX 電話 FAX

5 会員区分 ( 会員 ・ 非会員 )

(注) 1 必要に応じ、別紙に記載することもできます。

2 事業者にあつては、事業の概要が分かる書類を、資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写しを添付して下さい。

様式第2号（第8条第2項関係）

広告掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
静岡市社会福祉協議会  
会長名

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり掲載することと決定したので、通知します。

つきましては、下記により手続きくださいますようお願いいたします。

記

1 広告媒体及び回数・期間

(1) 広 報 紙 月 号

2 掲載料 金 円

3 掲載料の納入 年 月 日（ ）までに、次の口座にお振込ください。

<振込口座>

(銀行名 支店名 口座種別 口座番号 口座名義)

4 その他

様式第3号（第8条第2項関係）

広告非掲載決定通知書

第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
静岡市社会福祉協議会  
会長名

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記の理由により掲載しないことと決定したので、通知します。

記

1 掲載できない理由

様式第4号（第9条第2項関係）

広告掲載料請求書

第 号  
年 月 日

様

社会福祉法人  
静岡市社会福祉協議会  
会長名

年 月 日付 第 号により決定を受けた広告掲載料として、下記の通り請求します。

広告名	単価	回数・期間	金額	摘要
合計				

年 月 日（ ）までに、次の口座にお振込ください。

<振込口座>

（銀行名 支店名 口座種別 口座番号 口座名義）